

## 近世日朝貿易と被執取引

山本 進

はじめに

周知のように、近世日本は対馬・長崎・琉球を通して中国・朝鮮・オランダと統制貿易を行っていた。長崎貿易（対中国・オランダ）は幕府が直轄し、琉球貿易（対中国）は実質的に薩摩藩が支配し、そして対朝鮮貿易は東萊府釜山鎮に置かれた倭館にて対馬藩が実施していた。三口に共通する点は、主として中国産の絹製品（生糸・絹織物）を輸入し、対価として倭銀を輸出することであり、日本は銀を通して近世東アジア貿易圏の一環に組み込まれていた。

一方朝鮮も日本と同じく民間人の自由な出入国を禁止し、貿易を国家の統制下に置いていた。朝鮮は日本に中国で仕入れた絹製品や国産の人蔘を輸出し、日本から銀貨を輸入して対中貿易の支払いに充てていた。日朝貿易は東萊の倭館内のみで行われ、日本側は対馬士民が、朝鮮側は東萊商人（萊商）が担当していた。ところが中朝貿易は使行貿易という燕行使に付随した私貿易という形態で行われたため、朝鮮側の通訳官や商人などが取引を主管し、中国商人は柵門・鳳凰城・瀋陽・北京にて朝鮮商人と接触するものの、清国勅使に随行して朝鮮に赴き、中国物産を売り込んだり朝鮮

物産を買い付けたりすることはなかった。

朝鮮国内でも唐貨（中国物産）は好んで消費されたし、人蔘を筆頭とする朝鮮物産も日本に輸出されてはいたが、唐貨の国内消費と人蔘の対日輸出を除くと、朝鮮は日本銀と中国産絹製品との中継貿易をしていたと見なすこともできる。当時の中朝貿易・日朝貿易はいずれも原則的に求償貿易（バーター）であつたことから、輸出入額は均衡していたはずであり、毎年日本から輸入される銀のほとんどが中国へ再輸出されていたものと考えられてきた。従つて対馬から東萊倭館への銀輸送は使行の出発に間に合うよう、ある程度の季節調整がなされていた。もちろん丁銀と総称される倭銀は朝鮮を素通りするわけではなく、朝鮮国内でも相当量の銀が滞留し市場で流通していた。但し朝鮮政府は独自の銀貨を鑄造したり銀による財政制度を構築したりすることはせず、あたかも中世日本における渡来銭の如く、外国貨幣である丁銀をそのまま市場で流通させていた。ただ朝鮮市場は慶長銀に匹敵する品位八〇%の銀貨しか受け入れず、一七世紀末に品位六四%の元禄銀の輸入を認めたものの、市場ではほとんど信認されず、大部分が国庫に死蔵された<sup>1)</sup>。

対馬藩が行う貿易は進上（一六三五年より封進と改称）・公貿易と称される官営貿易と私貿易とに類別される。進上は贈答品の献上、公貿易は銅・錫・丹木・水牛角の輸出であり、ともに対価として朝鮮側から公木と呼ばれる綿布が支払われた<sup>2)</sup>。銀の輸出と絹製品・人蔘の輸入は私貿易に依つた。官営貿易は定額制であつたのに対し、私貿易は取引額に制限がなく、己酉約条で厳しく限定されていた歳遣船の数も対馬藩の工作によりなし崩し的に増大したが、幕府は一六八六年より対馬藩の年間銀輸出货量を制限しており、朝鮮政府も人蔘の取引量を制限していた。これとは逆に、使行貿易では朝鮮政府が八包の制により、使節や訳官およびその他の随行員、より正確に言うとなら

に与えられた八包の権利を買った貿易商人による銀・人蔘の持ち出し量を制限していた。このように朝鮮も日本も国内通貨であり対外決済手段である銀の国外流出に最も神経を尖らせており、加えて朝鮮では貴重な天然資源である人蔘の流出にも注意を払っていた。

にもかかわらず、倭館貿易では対馬側が絹製品や人蔘を買う場合、銀を朝鮮商人に前渡しして、数箇月ないし数年かけて商品を回収する取引方法が行われていた。このような代金前払い取引は朝鮮では「被執」と呼ばれた。被執の原義は「捕らえられる」ことであり、実際に当時の朝鮮史料では「捕虜になる」とか「逮捕される」という意味で用いられている。しかし「被執」の前後に「東萊」「倭館」などの語が付くと、それは全て朝鮮商人と日本人との取引を意味する。銀への志向が強い当時にあつて朝鮮商人が被執という自己に有利な取引形態を採り得たのは、ひとえに彼らが中朝貿易と人蔘買い付けを独占していたからである。彼らは日朝貿易で藩財政を運営している対馬側の足許を見ていたのである。

従来の諸研究によれば、被執とは対馬士民の朝鮮商人に対する前払い取引であつた<sup>3)</sup>。ところが燕行使が銀を携帯するのは単に貿易のためだけでなく、清朝官僚に対する工作費や情報収集費、輸出禁止品を関所で通過させるための賄賂など、外交上の経費が必要だからでもあつた。これらは使行貿易で得られる利潤から捻出されていた。また通訳官や随行員の正規の俸給は些少で、彼らは事実上使行貿易の儲けによって生計を立てていた。従つて仮に日朝貿易が滞つたとしても、朝鮮政府は使行貿易と連動する倭館貿易の縮小を看過するわけにはいかない状況にあつた。そして使行貿易によつてもたらされた唐貨の多くは倭館に売られるが、その際にも「被執」が行われた<sup>4)</sup>。この場合には対馬側が唐貨の在庫を抱える朝鮮商人の足許を見て、銀の支払いを一年後または数年後に引

き延ばした。要するに被執とは相手の弱味に付け込み、あらかじめ銀や物貨を質に取って対価の支払いを先延ばしにする延べ払い取引形態なのである。このような慣行の存在を可能ならしめていたのは、貿易が統制されており、なおかつ双方とも財政上の必要性に迫られていた所以であった。

本稿の目的は一七・一八世紀に朝鮮商人が対馬士民に行った被執取引について検討することである。具体的には、まず朝鮮側被執の開始期について、次に被執取引が梗塞した元禄銀通用期について検証する。続いて被執と官営貿易との係わりについて触れ、最後に銀流入減少期の被執について瞥見する。

## 一 被執の二形態

近世日朝貿易は貿易依存度が高い対馬藩だけでなく中国との宗藩関係を維持しなくてはならない朝鮮にとっても必要不可欠であり、両者は持ちつ持たれつの関係にあった。すなわち壬辰倭乱以降、財政事情が悪化した明朝は朝鮮へ派遣した勅使を通して莫大な銀を求め、丁卯・丙子胡乱を経て清朝への服従を強要された後にも、緊張する外交関係を平穩裡に保つため多大な「人情」すなわち工作費を要した。倭人への敵愾心が未だ払拭されない一七世紀初頭に對馬藩がなし崩し的に倭館貿易を拡大し得たのは、朝鮮政府にも増大する銀需要を賄わなくてはならなかったからである。島内で米がほとんど穫れない對馬藩にとって日朝貿易が死活的な重要性を有していたことは言を俟たないが、生糸（高級品である白糸）・絹織物・人蔘などの輸入代替生産が進んでいなかった一七世紀

前期の日本国内でも対馬口を通した物貨の輸入は支配層の生活にとって必要不可欠であり、時には長崎口を凌駕する程の貿易が許されていた。

既に述べた通り、通説によると、倭館の私貿易は対馬側が朝鮮商人へ銀を前渡しし、代価を数箇月あるいは数年後に受け取る「被執」形態が取られていたと考えられてきた。しかし田代和生によれば、元禄九年（一六九六）には元方役（対馬藩の私貿易担当者）への売掛銀は二三四二貫目、買掛銀は二九八五貫目で、差額は六四三貫目の債務超過となっている<sup>56</sup>。この買掛こそ朝鮮政府の備蓄銀を主たる原資とし、使行貿易を通して輸入された白絲などの唐貨を朝鮮商人が延べ払いで売り込んだもので、朝鮮側ではこれも「被執」と呼んでいた。

朝鮮商人の被執が何時頃から行われていたのかを特定する史料は見当たらない。ただ肅宗五年（二六七九）九月五日、右議政呉始寿が「かつて卜誣使を送る際、倭館の銀貨がなかなか出来せず、員役に持たせる銀が確保できなくなることを恐れ、朝廷より各衙門の銀貨を貸与し、白絲や匹緞で償還させ、これを倭館に入送して銀貨と交換した。これは一時のやむを得ない政策であった」と上啓していることから<sup>57</sup>、肅宗二年に明朝野史の誤記を訂正して貰うために派遣された辨誣使の頃には既に朝鮮資金を原資とした中継貿易が行われていたものと見られる。

この時には倭館からの銀の上送が間に合わなかったため、やむを得ず政府機関の備蓄銀を使節に携行させたようであるが、使行貿易の旨味を知った諸衙門・軍門はその後先を争って備蓄銀を随行員に貸し出すようになった。肅宗九年三月、領敦寧府事閔維重は「凶年以來、諸衙門は多くの銀を貸し出し、燕行使に持たせて日紛<sup>マフ</sup>「白絲」の類を買い付け、倭館に下送して銀と交換」するようになったため、東萊府から戸曹へ上送される貿易税が減少したと述べているように、朝鮮商人から倭

館への唐貨売り込みは次第に加熱し、しかも納税を免除されていたため、戸曹の税収に悪影響を及ぼしていた。そこで肅宗はこれら朝鮮側の被執取引にも課税するよう命じている<sup>70</sup>。

被執の語が史料に始めて登場するのは、管見の限り肅宗一七年（一六九一）に制定された「東萊商賈定額節目」の条文からである<sup>71</sup>。しかしこれは倭館への出入りを許された萊商を規制する条例であり、条文中の被執とは対馬藩が萊商に対して行った前貸し取引を意味するものと思われる。朝鮮商人による被執は、肅宗二四年（一六九八）四月、領中枢府事南九万が「近来各衙門・軍門は銀貨を燕行使随行商人に給送し、利息を付けて還納させている。しかし期限が定められており、商人らは転販が困難だとして買入れた唐貨をそのまま返納するので、衙門・軍門は償還の遅延を心配し、公事（公文書）を訓導・別差（東萊の通訳官）に送り、公家の物貨と称して優先的に銀と交換して上送させる」「訓別（訓導・別差）の設置は本来倭人を接待するためであり、諸衙門の貿易の事は責任の埒外である。且つ館倭らがもし京中の諸官庁が営利事業を行っていることを知れば、必ずや彼らの軽侮する所となろう。既に諸官庁が下送した物貨で倭人に被執したものは最早何如ともし難いが、今後公貨と称して公事を訓別に送ることは一切禁止すべし」と上啓したのを嚆矢とする<sup>72</sup>。南九万はいやしくも中央官庁が公金を流用して商行為をしていることを日本人に知られると国辱になるので、これを禁止せよと訴えているのであり、ここに当時の朝鮮社会の二面性、すなわち儒教の建前から商行為を卑賤視する一方、裏では士大夫が政府資金を用いた利殖活動を平然と行っているという矛盾を見出すのはたやすいが、より重要な点は朝鮮政府資金による倭館貿易も被執すなわち唐貨の前渡しであり、元利を合わせた代銀が国庫に償還されるまで一定の時間が必要であったことである。

一七世紀には日本での絹製品や人蔘に対する需要は旺盛で、また銀の産出も好調であったから、朝鮮政府衙門が代銀を回収することはそれほど困難ではなかったものと思われる。また中継貿易によつて得られる利潤も相当多かつたはずであり、南九万が禁止を訴えても簡単に止むことはなかつた。ところが一六九七年に江戸幕府が輸出銀を慶長銀から元禄銀に転換し、一六九九年より元禄銀の輸出が開始されると、日朝貿易は梗塞し、対馬・朝鮮双方の被執取引に甚大な弊害をもたらした。

## 二 貿易銀問題と被執

肅宗二五年（一六九九）元禄銀の輸出が始まると対馬藩の私貿易は急速に縮小した。中国では慶長銀であれ元禄銀であれ銀貨はその品位に見合った評価を受けるが、朝鮮国内では元禄銀への信頼が得られなかつたため、元方役の債権（対馬側の被執）は膨脹し、債務（朝鮮側の被執）は急減した。かかる状況は貿易で生計を立てている対馬藩にとつて死活問題であつたが、使行貿易の利潤から対清工作費などを捻出していた朝鮮政府にとつても看過し難い問題となつていた。日朝貿易の萎縮に呼応して中朝貿易がどのように変動したかは不明であるが、この頃から被執に関する論議が官撰史料に盛んに登場する。

肅宗二六年（一七〇〇）、備辺司は冬至使からの持参銀確保の要請に対し、「この度はわが国の商賈が被執した物貨の代価が尚未だ償還されていないため、開市を許してはいない。近ごろ東萊府使金

德基の状啓を見たところ、被執物貨の未償還は丁丑・戊寅兩年（一六九七・九八）の事であり、現在商賈らは人蔘・白絲等の物貨を本府に積置しており、新銀十余万両も未だ到着していない。今もし開市を許せば（この状況は）継続するであろう。しかし己卯（一六九九）以後、被執物貨の未償還を理由に開市を許さなかつた事は責任を問うべきである。彼（対馬）との交易では、これまで翌年償還の例が多かつた（府使は）言うが、現在争っているのは己卯の事であり、本より大幅に償還期限を過ぎてしているわけではない。商賈らが留置する物貨を保全し、これを旧例に依つて被執せしめるのが最善である」として、東萊府使が閉鎖していた開市を再開させ、冬至使行の出発に合わせて新銀十余万両を送らせるとともに、仮に不足が生じた場合は各衙門・軍門より備蓄銀を捻出して使節に貸与すべしと答え、裁可された<sup>10</sup>。朝鮮商人による被執が焦げ付き、東萊府使が開市すなわち私貿易を禁止して倭館に圧力を加えたのに対し、朝鮮政府は使行貿易を優先する見地から開市の再開を命じたのである。注目されるのは、被執の代価は原則として翌年までに償還されること、すなわち使行の往返に合わせて一年以内に支払いがなされていたことである。

ところが元禄銀は朝鮮商人から忌避され、市場では流通しなかつた。決済の必要上、朝鮮商人から対馬側に銀を支払う場面でも慶長銀と元禄銀が混用されることがしばしば見られたように、悪貨であるはずの元禄銀を確保することさえ困難な有様であった。倭館では元禄銀に若干の慶長銀を混ぜることなどでなんとか被執取引を継続しようと努めたが、貿易額は急減し、債権が積み上がっていった<sup>11</sup>。同様に朝鮮の官民資本を原資として唐貨を買い込み、これを倭館に被執する朝鮮商人の債権も回収が難しくなっていた。肅宗三〇年（一七〇四）九月一〇日、右議政李濡は「訳官は帰国後、買い付けた物貨を倭館に下送するが、一年・二年たつても価銀は出来しないと称して還納する



意志が無い」と報告し、同月三〇日には「訳官が各衙門の銀貨を貸去し、直ちに還納しないのは悪習であり、本よりその道を絶つべきであるが、一時のやむを得ない情勢により許していた。そこで使行の首訳（首席通訳官）・次知（次席通訳官）に命じ、貸去した銀で買い付けた物貨を倭館に被執した数を戸曹に告知させ、戸曹は東萊府の訓別に命じて、価値の出来を待ち、元数と利殖とを計算して戸曹に上送させ、各衙門に還給すべし」と進言し、裁可された<sup>13)</sup>。元禄銀通用から五年が経過した時点で債務の償還には数年を要するようになり、戸曹が回収作業を代行するに至ったのである。商人とは異なり政府は元禄銀を受け入れている。しかしこれを市場に再投下することはできず、たとえ回収が順調に行われたとしても、それは結局各衙門・軍門の備蓄銀が慶長銀から元禄銀に入れ替わるだけである。李濡もその点は心得ていたようであり、一〇月二〇日の廷議では訳官に對する官銀の貸し出し自体を禁止すべしと述べている<sup>14)</sup>。

しかし使節に銀を持たせなければ使行貿易に支障をきたす。肅宗三三年一〇月には謝恩使兼冬至使の正使李沢・副使戸曹參判南致熏が、現在南貨（東萊から上送される倭銀）が不順で出立に間に合わない恐れがあるとして、甲申年（一七〇四）の先例に倣い暫定的な官銀の許貸を要請して裁可されており、翌三四年一〇月にも刑曹判書閔鎮厚が同様の申請を行い、裁可されている<sup>15)</sup>。一〇月三〇日には行札曹判書李寅燁が「毎年皇曆使の出発に合わせて倭館の銀貨が出来していたが、近年ではしばしば期限通りに出送されなくなり、今年は全く来ない」と上啓している<sup>16)</sup>。このように對馬藩が行う被執取引が年々縮小し、東萊から銀が上って来なくなると、最後には備蓄銀を貸し出す以外に手段は無かったのである。

この頃には朝鮮商人の被執にも相当の焦げ付きが生じていた。肅宗三五年九月、弘文館副校理李

真儉は「近年燕行使には清国での必要経費が漸増したため、やむを得ず公家の銀貨を許貸しているが、(彼らは)白絲を買い付けて帰国し、これを倭館に被執して、三―四年あるいは五―六年経って始めて価銀が支払われる」と述べ、官銀の償還が更に遅れるようになったことを伝えているが、閔鎮厚もまた「訳官の官銀償還が滞つたため、かつて判中枢府事李濡の意見に従い、訳官が買い付けた白絲を戸曹が取りまとめて倭館に送り、倭銀の出来後、戸曹が各司に分送するようになった。この方法は頗る有効であったが、倭銀の出来がややもすると数年を経るため、金宇杭の上啓により方式が(倭館への被執を禁止し、白絲を戸曹に留置して本色銀貨で返済させるやり方に)再改定された。しかし使節の帰国後直ちに銀を償還せよと言うのは絶対に困難である。何故なら対清貿易は白絲と錦緞に過ぎず、白絲は倭館へ売る以外に手はなく、錦緞も一時に売り尽くすことはできないからである」と語っており<sup>(6)</sup>、各種の打開策が講じられたものの、銀の早期回収には何れも効果を發揮しなかった。翌年四月には行戸曹判書李寅燁が、甲申年に訳官への官銀許貸と白絲被執が決定されたこと、その後貸与銀の即時返納に改定されたが、白絲は我が国の用いるものではないため、倭館に被執しなければ他に転用する道がないこと、しかし被執後の代銀回収に数年が掛かり、逋欠(焦げ付き)も多いことを挙げ、むしろ当初(甲申年)の決定通り、白絲を倭館へ被執させ、銀の出来に応じて代銀を収捧させるべしと上啓し、閔鎮厚も賛同したので<sup>(7)</sup>、非現実的な貸銀の即時償還策は撤回された。だが同年三月、東萊府使権以鎮が「商訳が物貨や人蔘を被執し銀が支払われる時、倭人は好物には被執期間が短くても額面通り支給するが、非好物には支払い時期を遅らせたり少ししか払わなかったりするので、商訳らは奔走して媚びを売る」と状啓しているように<sup>(8)</sup>、倭館との被執取引の行き詰まりは既に限界に達していた。

以上のように、日本の輸出銀貨が慶長銀から元禄銀へ転換されたことで日朝貿易は大幅に縮小し、特に対馬・朝鮮双方が相手方に銀貨や唐貨を前貸しする被執取引に多額の焦げ付きを発生させていた。元禄銀がそのまま中国に再輸出されるのであれば本来何の問題も生じないはずであるが、銀資金は菜商から京商を経て湾商（義州商人）に至るまで複雑な過程を経て送金され、国内流通においては元銀（元禄銀）は信認されなかったため、政府は手持ちの丁銀（慶長銀）を詔官に貸与して使行貿易を維持した。しかし朝鮮側の被執は容易に償還されず、日朝双方とも大打撃を受けた。

宝永三年（一七〇六）七月、幕府は元禄銀を品位五〇%の宝永銀（二ツ宝銀）に改鑄した。一方対馬藩は宝永二―三年頃から国内通用銀を直接交易銀に充てることに見切りをつけ、勘定奉行萩原重秀に品位の高い交易専用銀の鑄造と輸出を請願し始めた。対馬藩はまた宝永四年五月に宝永銀を「七成宝字新銀」と称して朝鮮側に通行を打診したが、同年一〇月に東萊府使韓配夏が吹き分けを行ったところ五成しか確認できなかったため、交渉は頓挫した<sup>19</sup>。最終的に宝永七年（一七一〇）九月、品位八〇%の人蔘代往古銀（特鑄銀）の鑄造が決定され、朝鮮政府との通用交渉を経て、正徳二年（肅宗三八年一七一―）正月に認可された。交渉が長引いたのは書契の文言を巡る擦り合わせに手間が掛かったためであり、肅宗三七年一〇月には既に倭館に到着していた旧銀（往古銀）が書契の遅れで冬至使の出立に間に合わなくなり、急遽戸曹・兵曹・各軍門の管餉銀を使行に貸与するというハプニングも生じている<sup>20</sup>。こうして元禄銀輸入による被執取引の行き詰まりは特鑄銀への転換でとりあえず解消されたのである。肅宗四三年（一七一七）には倭館の館主・裁判が被執唐貨を別枠で拡大して欲しいと東萊府使趙榮福に願い出たが、朝廷は使行の銀持参額が八包に限定されているとして要求を断っているように<sup>21</sup>、日朝貿易は再度活況を呈するようになった。

三 手標と被執

日朝貿易は原則として求償貿易であつたが、実際には必要に応じて延べ払いが行われていた。私貿易では被執取引がそれに該当するが、官営貿易においても類似の慣行が見られた。それが手標取引である。『通文館志』巻五、交隣上、年例送使の条に

進上・公貿等物も亦該船に付さず、別に代官を定め、一年の鉄物は都合まめて称納せよ。該価米は其の年条を詳らかにせし手標もて信と為し、訓別より受去せしめ、訓別交通の際の毎に、憑考して其の折価を會計すべし。

とあり、寛永一三年（一六三六）より施行された兼帯の制によつて、従来歳遣船ごとに行われていた交易が一年ごとに決済されるようになり、使節の接待が簡略化された<sup>23</sup>。田代和生はこの史料を「進上・公貿易の品は、すべて代官あてに適宜輸送し、価木（木綿）や米は訳官の訓導・別差が発給する手標（手形）でおさめ、その年一回の交代期に會計決済を行なう」と読み解いているが、正確には「進上・公貿易の品は歳遣船ごとに納付せず、別に代官を定め、一年の交易品をまとめて計量・納付せよ。対価の木綿や米はその年度を明記した手標で信用払いし、訓別を通して受け取らせ、訓別が交替する際に折価額を會計（して決済）せよ」という意味である。

重要な点は朝鮮政府が支給する綿布や米が手標の形で支払われていることである。手標とは手形の意で相違ないが、訓導・別差など担保を持たない通訳官が単独で振り出し得るものではなく、現物を保有する東萊府使が発行するものと考えられる<sup>24</sup>。従つて手標の決済も東萊府使が行うものであり、訓別は単に交替時に総額を會計することで決済手続きの一翼を担っているに過ぎない<sup>25</sup>。

朝鮮政府が進上・公貿易の対価を年末にまとめて決済するようにしたのは歳遣船を減らして応接費の削減と簡素化を企図した兼帯の制によるものであったが、この措置は結果的に東萊府の財政に余裕を持たせることにも繋がった。すなわち年間の価木一千余同は政府財政全体からすれば些少であるが、東萊府にとつては重負担である。物流が未発達で綿花や米の作柄変動も激しかった近世にあつては、東萊とその周辺諸邑<sup>25)</sup>にて価木米を期日内に取り揃えることが困難になることもしばしばあつたと思われる。従つて東萊府使があらかじめ訓別を通して倭館に手標を發給し、綿布や米の出来後に現物を一括して支払う方法は、対日貿易を委託された東萊府にとつて好都合であつた。孝宗七年（一六五六）、備辺司は東萊府使の状啓を踏まえて、「慶尚監司が戸曹へ送つた公文書を見たところ、今年給付しなくてはならない公木八〇〇余同は既に尽く手標の数を満たしており、現在未収のものが二〇〇余同ある」と述べているが<sup>26)</sup>、これは本年の債務八〇〇余同は既に対価を確保できたが、累積債務が二〇〇余同残つていることを意味している。備辺司はまた公貿木三六〇同について、対馬藩主の江戸参勤で財政が逼迫したため、差倭は頻りに綿布を請求しているが、「聞く所では此の布は倭人の手標がほとんど全て商賈に散給されことに因る」と報告している<sup>27)</sup>。意味の取り難い一節であるが、倭館では東萊府から振り出された手標を第三者である商賈に支払つたため、新たに現物の確保が必要となつたようである。このように手標は場合によっては支払いを延期され、また倭人が商賈に転売することもあつた。

ところで倭人が大口の取引をする商賈とは萊商に他ならず、その取引は被執形態を取つていた。従つて先の手標は私貿易の決済に流用されていた可能性が高い。別の事例を見よう。肅宗二十一年（二六九五）左議政柳尚運の上啓によると、「倭人には例年公木一四〇〇同を支給し、内八〇〇同に

ついては米で折給しているが、本色六〇〇同の内、倭人は例として二〇〇同を手標と成し（手標で受領し）、商賈輩に出給し、被執物貨の代価に充てる。商賈輩は手標を持参して綿布収納官吏に差し出し、（支払いを）米にするか綿布にするか本官と協議する」とあり<sup>28</sup>、この頃の官営貿易における朝鮮側の支払いは公木で一四〇〇同、内訳は現物四〇〇同・手標二〇〇同・換米八〇〇同であり、倭館ではこの手標を被執唐貨の決済に充て、萊商は東萊府などに赴いてこれを米または綿布に引き替えていた。かくの如く日朝貿易は求償貿易としての建前とは裏腹に、内部では倭館・東萊府・萊商などが官営貿易・私貿易の境界を跨いで債権や債務を弾力的に融通し合っており、長期間の延べ取引は日常茶飯事であった。萊商は手標の支払いを米か綿布か有利な方の物貨で受け、これを売り払って銀を回収していたのであろう。

この手標取引に中央官庁である賑恤庁が関係することもあった。肅宗二三年（一六九七）には忠清道監賑御史閔鎮遠が、全羅道の飢饉を救済するため、昨年賑恤庁より手標を發行して慶尚道の倭供木から米四千石を代捧させた例に倣い、本年も手形を振り出して賑濟米を確保したいと願い出した<sup>29</sup>。また肅宗四四年（一七一八）には賑恤庁の備蓄米が欠乏したため、政府はやむを得ず唐貨を貿来して倭館に被執し、公木手標を取得して米に換え賑濟に用いた<sup>30</sup>。前者は官営貿易の換米部分を賑恤庁の手形で代替するもので、換米の制を拡大したい対馬藩との摩擦を生ずるのであろう。後者は唐貨を倭館に売って東萊府の手標を取得し、これを現物に換えて賑資とするもので、わざわざ倭館を通す必要は無い。にもかかわらず賑濟に倭館貿易が絡むのは、東萊府と倭館との間に手標を介した長期信用の慣行が成立しており、米の調達が比較的容易であったからであると思われる。後者の例で言うと、賑恤庁が東萊府より直接米を借りて債務を負うより、使行が貿来した白絲を倭館に

売って手標を買い、これを東萊府に持ち込んで米で精算させる方が會計上都合が良かったのである。もつとも南道地方が凶作に陥っている時、独り東萊府のみが新たに倭供公作米を確保する術などであろうはずはなく、当該年の換米はまた手標という形で倭館に支払われ、累積債務となるのである。

こうした政府機関による公作米の流用は当然ながら対馬藩の不興を買った。肅宗四五年には通信使従事官李明彦が、「公作米未収の弊は彼（対馬）も常に言っている。すなわち東萊府より手標を振り出し、以て料辦（支給）の資としてるのである。しかも東萊府に止まらず慶尚監管や京衙門も同様であり、弊端を醸成していると云う。宜しく禁断を加えて頂きたい」と述べており<sup>(註)</sup>、東萊府・慶尚監管・京衙門（賑恤庁など）が米を手標で給付するので対馬藩は現物を受け取れず、深刻な外交問題に発展していたことが窺われる。対馬藩では倭館に派遣する裁判（交渉役人）を「米取裁判」と呼んでいたと言われるが、その背景には公作米の恒常的な支払い遅延があったのである。

そしてかかる状況に付け込み、京衙門が営利行為に走ることもあった。肅宗六年（一六八〇）守禦庁の軍官韓時翊が清国より輸入された白糸を倭館に被執して公木一七一一同に相当する手標を受け取り、これを公作木未納の諸邑に持ち込んで綿布一疋を米一〇斗に折価して米で支払わせ、総計五千余石の米を倭館に売ろうと企図し、更に前訓導朴再興も韓時翊に銀を払って御営庁の米二千石を横流しして貰い、これを倭館に売ろうと企図していた事が発覚し、東萊府使趙世煥によって告発されている<sup>(註)</sup>。倭館が米の確保を喫緊の急務としていたこと、公作米が滞納傾向であったことは賑恤庁の事例と同様であるが、支払者が東萊府ではなく公作木提供義務を負う慶尚道諸邑であった点が異なっている。そして何より、その目的が賑恤米の確保ではなく韓時翊・朴再興とその背後にい

る守禦庁の純然たる利殖であった点において、賑恤庁よりはるかに悪質である。

一八世紀後期になると公作米手標を用いた投機的取引が問題を生むようになった。正祖即位年（二七七六）九月、東萊府使柳巖の上疏によると、同府の四大弊害の内二つが立本（民生政策）の悪影響と手標倭買をめぐる諍いであり、これらは倭人が公作米・料米・魚佃米を時として緊急に求めるので、商訳輩は価格が下落している時にあらかじめ東萊府へ現物を納付して手標を受領し、期日後に米に換えてこれを発売し、利益を得ようとするのだが、東萊府も民生政策として春先の端境期に公作米・料米・魚佃米・料黄豆を売り出すため、却って商訳輩が損失を蒙るといふものであった<sup>33</sup>。商訳による米の投機的売買は地域社会にとって弊害であるはずだが、府使柳巖は彼らの牟利ではなく失利を問題視しており、また立本という救済政策をも四大弊害の一つに挙げているのは、その原資が公作米であったからである。すなわち平糶それ自体は善政であるが、商訳が納付した公作米を賑恤に充てるのは営利行為であり、手標の期日を過ぎても換米を許さないのは背信行為だといふのである。東萊府に十分な官米が備蓄されていればこのような弊害は起こり得ないはずであり、財政の逼迫による公作米や平糶米の遣り繰りがこのような事態を招いたものと思われる。ただ商訳も単に米を買い占めて端境期まで貯蔵しておくのではなく、米を東萊府に持ち込んで公作米手標と交換しており、倭館側が手標を求めた可能性が高い。



## 四 被執の衰退

元禄銀の通用停止により一旦回復した倭銀の輸出は一七三〇年代から再び減少に転じ、一七五二年を最後に公式記録から姿を消す。これと連動して日朝貿易は縮小し、被執取引にも深刻な影響を与えた。英祖九年（一七三三）戸曹判書宋寅明は、「戸曹は銀貨の出処が全く無い。以前は東萊倭館より徴税して補填していたが、最近年々減縮し、今年は最もひどい。もしこのまま放置すればやがて皆無になるだろう」と警告している<sup>(34)</sup>。翌一〇年、彼は倭訳輩が東萊で潜商となり倭人と密貿易を行うため、かつて一万両から四―五千両あった戸曹の税収が一―二百両にまで激減したと述べている<sup>(35)</sup>。しかし全てを潜商のせいにすることは不自然であり、実際には銀の輸入量が減少していたのである。そもそも倭館での私貿易に参画できる菜商の数は一六八〇年より二〇名に制限されており、一六九一年に三〇名に増やされたものの、商訳という用語がしばしば史料に登場するように、訓導・別差などの通訳官が私貿易に関与することは容認されていた。英祖一一年には朝廷でも「倭訳が物貨を被執するのは燕行使の八包と同じく生計の術である」「訳官には田土が無く、物貨の交易だけで生計を立てている」との声が多数を占め<sup>(36)</sup>、結局彼らの被執取引は従来通り黙認されることとなった。

朝廷では英祖一二年頃からようやく日朝貿易の構造的変化にも目が向けられるようになる。同年四月、冬至使書状官具宅奎は、最近長崎島が中国物貨を直接輸入するようになったので、わが国の銀路が途絶するようになったと述べた<sup>(37)</sup>。未だ幕府の銀輸出制限政策まで考察が及んでいないものの、日朝貿易の絶対量が減少していることは認識されるに至ったのである。英祖一四年には礼曹参

議吳命瑞が、東萊府は数十年前までは一年の人蔘被執が二―三千斤に達したが、今では蔘路が大きく変わり、一年の被執は二―三百斤にまで低下したと上疏しており<sup>38)</sup>、主力商品であった人蔘の輸出までもが激減したことを伝えている。一八世紀前期には日本国内で人蔘の輸入代替生産が始まり、同時に山蔘（天然人蔘）の産地であった平安道江界府で資源の枯渇が進行していたことが、銀流入の減少に拍車を掛けていたのである。英祖二四年（一七四八）には東萊府使閔百祥が、以前は六―七百斤あった被執人蔘が近年では数十斤に落ち込んでいると状啓しており<sup>39)</sup>、英祖二八年（二七五二）には戸曹判書金尚星が、潜商の猖獗により人蔘の被執がほぼ断絶したと述べている<sup>40)</sup>。人蔘輸出はまさしく銀流入と並行して衰退し、消滅したのである。

一八世紀中葉には被執取引は末期の様相を呈するようになった。英祖二一年には東萊府使沈錐が「近年倭館での被執取引で代銀支払いが慢性的に遅延している」と状啓しており<sup>41)</sup>、英祖三三年（二七五七）一〇月には冬至使副使戸曹参判金尚翼が「最近聞くところでは東萊府の被執が減少したようだ」と述べ<sup>42)</sup>、同年一月には英祖自ら「訳官の窮乏は推して知るべし。近年の銀貴は専ら被執（の減少）に由るもので、どうして訳官の過失であろうか」と語っている<sup>43)</sup>。

銀の流入途絶後も日朝貿易は継続されるが、被執取引は非常に困難になった。英祖・正祖期には国内で銭荒が深刻になり、鑄銭原料として日本銅の輸入が何度か試みられるが、正祖八年（二七八四）吏曹判書徐有隣は「聞くところでは倭銅は多年蓄積されているが、被執の路は甚だ困難で、誠に主客共に苦しむという所である」と述べている<sup>44)</sup>。幕府は対馬藩の銅輸出に対し一七一四年から年間一〇万斤しか許可しなくなり、次第にこの額が固定化されるようになったが、対馬藩は銅山から直接仕入れて密輸出していたらしい。しかし一七七五年に対馬藩が幕府に「私貿

易断絶」の申し立てをして以降は、私貿易を公然と行うことはできなくなった<sup>(45)</sup>。一方朝鮮側も日本で唐貨や人蔘の需要が低下していることに気付き始めていた。正祖十一年（一七八七）には国王自ら「百斤の被執を三〇斤に減らしても倭人はなお人蔘貿易を願わない。そのため象胥（訳官）は利を失ったと言う。かつては我が国の人蔘を至宝と見なしていたのに、今ではこの有様である。もしや彼らが敢えて人蔘を服用しなくなったのか。人蔘の品質が粗悪で服用に堪えなくなったためではないのか」と臣下に下問し、御史金履成は「倭人が被執を願わないのは品質が劣悪なためだけでなく、伝聞によると鬱陵島の人蔘が流入しているらしい」と答えている<sup>(46)</sup>。先の「長崎島」説と同様、今回の「鬱陵島」説も的外れであるが（但し鬱陵島は日朝密貿易の拠点であったため、金履成は人蔘の潜売をほのめかしているのかもしれない）、朝廷は倭館私貿易の衰退が単なる訳官の潜商行為のためではなく日朝貿易構造の変化に起因するものであることをようやく認識するようになったのである。

ただ政府が原因を究明し適切な対策を講じたかと言えば、答えは否である。純祖七年（一八〇七）に至っても東萊府使吳翰源は訳官の被執を禁止せよと状啓しており、左議政李時秀もこれを支持し、商人以外の被執を厳禁するよう進言している<sup>(47)</sup>。被執取引全体が激減する中で訳官を排除しても、彼らを窮地に追い遣るだけで、潜商の防止には何の効果も期待できない。にもかかわらずこのような禁令が議論されているのは、政府がもはや被執の維持を放棄したからではなからうか。この年を最後に被執は官撰史料から姿を消す。倭銀の輸入と白絲・絹織物・人蔘の輸出が相継いで途絶える過程で、被執取引はその役割を終えていったのである<sup>(48)</sup>。

おわりに

近世日朝貿易は原則として求償貿易であったが、実際には当初より被執という延べ取引や手標という手形での決済が行われてた。被執には対馬士民が銀を前渡しして数箇月後に唐貨や人蔘を受け取る対馬側被執ばかりでなく、朝鮮商人が政府資金を借り受け、使行貿易を通して唐貨を買来し、これを倭館に持ち込んで数箇月後に銀貨を受け取る朝鮮側被執も存在した。

日朝貿易が順調に発展していた一七世紀には被執取引で慢性的な償還遅延に陥ることはなかった。しかし一六九九年に元禄銀の通用が始まると貿易全体が萎縮し、対馬側被執も朝鮮側被執も共に膨大な債権の焦げ付きを抱えるようになった。被執の完済には五―六年を要するようになり、これは倭館貿易で財政を維持していた対馬藩にとっても、燕行使の対清工作費を使行貿易からの利益で賄っていた朝鮮政府にとっても大きな痛手となったが、一七一一年に人蔘代往古銀の輸出が開始されたことにより混乱は終息し、日朝貿易は再度活気を取り戻した。

被執は私貿易における延べ取引であるが、官営貿易にあつては進上と回賜が同時に行われるはずであった。しかし東萊府では代価である公作米の確保が期日内に間に合わず、手標を振り出して支給を繰り延べすることが間々あり、加えて慶尚監営や賑恤庁が手標を発給して公作米を横取りすることもあった。倭館側も私貿易の朝鮮側被執で負った債務を公作米の手標で決済することがあり、手標を介した信用取引は官営貿易と私貿易との垣根を跨いで普く行われるようになった。

人蔘代往古銀の登場で息を吹き返した日朝貿易は幕府の銀輸出規制により再度縮小し、更に一八世紀後期には日本における唐貨・人蔘の輸入代替生産の進展によって追い打ちを駆けられた。その

影響を直接被ったのが日本語通訳官である訓導・別差であった。しかし政府は有効な対策を講じ得ず、一九世紀には被執取引が史料から姿を消した。

国際分業の視点から見ると、一九世紀には日本における綿製品・絹製品・人蔘の輸入代替が完了し、輸出の主力は銅に限定された。朝鮮も倭銀から紅蔘への対中輸出代替が完了し、中国銀が朝鮮へ逆流するようになった。朝鮮はその一部を日本へ再輸出し、倭銅を輸入して常平通宝を鑄造し、錢本位制を確立させた。日朝貿易の衰退は中国の周縁であった朝鮮と日本がそれぞれの方法で国内市場の自己完結性を強化し、貿易への依存度を相対的に低下させた結果に他ならない。

註

(1) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、拙稿「朝鮮後期の銀流通」北九州市立大学『外国語学部紀要』一三三号、二〇一二年。倭館貿易に関する記述はその多くを田代の研究に拠っているが、煩瑣を避けるため、行論では議論の要となる箇所を除き先行研究が明らかにした歴史的事実についての註記を省略する。

(2) 田代和生は公本とは朝鮮政府が公課として徴収した綿布のことだと言う(田代書、二七六頁)。一方貿易開始当初は「巾八升長さ四〇疋の両端に青糸を用いた高級なものが支給」されたとも述べる(同書、一五一頁)。しかし当時の貢布の標準品質は縦糸数五升・長さ三五尺であったので、八升(升は長さではなく縦糸の数で一升は八〇本)・四〇尺(疋は尺の誤り。同書、七五頁で引用されている『蓬萊故事』には四十尺と見える)の綿布は公課ではなく政府の特注品である。一七世紀初頭には朝鮮産の高品質木綿が日本でも珍重されたようであるが、年代が降るに従って公本が粗劣になり(恐らく財政事情により特注品から標準品へ転換されたのである

う)、その一方で日本での綿布生産が普及すると、対馬藩は公木に代わり領内で欠乏する米を支給するよう朝鮮側に要求するようになった。これが所謂「換米の制」である。また貢布は朝鮮国内で貨幣と同様の機能を果たしたため、対馬藩は支給された公木を輸入せず、大部分を朝鮮商人に対する支払いに充てていた。田代はこれを公木の再輸出と見なす(同書、二七六―二七八頁)が、現物が一度も対馬に運ばれておらず、また第三章で述べるようにその一部は現物の綿布でなく手標で取引されていることなどを念頭に置く必要がある。なお貢布については拙稿「朝鮮後期の麤布」九州大学『東洋史論集』四一号、二〇一三年を参照。

- (3) 田代書、二四二頁、糟谷憲一「なぜ朝鮮通信使は廃止されたか——朝鮮史料を中心に——」『歴史評論』三五五号、一九七九年、一一―一二頁、Byung-ha Kim (金柄夏)、*The Question of Silver-Ginseng in the Latter Period of the Yi Dynasty—With Ginseng Trade with Japan—*, *Journal of Social Sciences and Humanities*, No.37, 1972, Seoul, Korea, p.545.

- (4) 拙稿「朝鮮後期の銀財政」北九州市立大学『外国語学部紀要』一三三号、二〇一二年、四七頁、註(26)。  
 (5) 田代書、二四三頁、表II—4。典拠は宗家記録『特鑄銀記録』とある。

- (6) 『備辺司贍録』第三五冊、肅宗五年九月六日。

- (7) 同右、第三七冊、肅宗九年三月一〇日。

- (8) 同右、第四五冊、肅宗一七年七月一六日。

- (9) 『承政院日記』第三七八冊、肅宗二四年四月二五日。

- (10) 『備辺司贍録』第五一冊、肅宗二六年一〇月一五日

啓曰。以冬至上副使啓辭。萊銀許出事及各衙門・諸軍門銀貨許貸事。令廟堂急速稟旨分付事。命下矣。……今番則以我國商賈。被執物貨之価。尚未論償之故。不許開市矣。頃見東萊府使金德基狀啓。則被執物貨未償者。乃是丁戊兩年条。而商賈輩。人蔘・白絲等物。今方積置於本府。新銀十余万両。亦已未到。今若許市。則亦將有繼來者。而以己卯以後。被執物貨未償之故。不許開市。今方責論。云彼者交易。従前多有翌年准償

之例。即今所争。乃是己卯条。則本非大段過限。不如膠守商賈輩留置物貨。使之依例被執。仍許開市。先來十余万兩。趁節使為先受出上送。此後所出銀貨。亦為連續上送之意。分付於東萊府。而使行之期迫近。萊銀或未得及期上來。則必有狼狽之患。各衙門・諸軍門。所儲銀貨。從其多少許貸以送矣。

『承政院日記』第三九三冊、肅宗二六年一〇月一五日も同じ。但し「丁戊兩年条」の部分を「甲戌兩年条」とする。

- (11) 田代書、二四四・三〇四頁。
- (12) 『承政院日記』第四二〇冊、肅宗三〇年九月一〇日・九月三〇日。
- (13) 同右、第四二一冊、肅宗三〇年一〇月二〇日。
- (14) 同右、第四三八冊、肅宗三三年一〇月二二日、同右、第四四五冊、肅宗三四年一〇月二〇日。
- (15) 『備辺司臈録』第五九冊、肅宗三四年一月二日。
- (16) 『承政院日記』第四五〇冊、肅宗三五年九月一日。
- (17) 同右、第四五三冊、肅宗三六年四月二二日。
- (18) 『朝鮮肅宗実録』卷四八、肅宗三六年三月甲午  
 先是。東萊府使權以鎮狀啓。条列辺事。請加釐正。……其三曰。商訳被執物貨・人蔘。而出銀時。倭人所愛者。被執雖近。準數以給。所不愛者。稽緩後時。又多不準。故商訳奔走獻媚。争為心腹。在国家制辺之計。實為莫大之憂。
- (19) 拙稿「朝鮮後期の銀品位」北九州市立大学『外国語学部紀要』一三五号、二〇一三年、三三―三四頁。
- (20) 『承政院日記』第四六三冊、肅宗三七年一〇月二二日。
- (21) 『辺例集要』卷九、開市、丁酉十月。
- (22) 田代書、一四九頁。原文は以下の通り。  
 進上・公買等物。亦不付於該船。別定代官。一年鉄物。都合称納。該価木米。詳其年条。手標為信。於訓別

而受去。每於訓別交通之際。憑考會計其折価。

(23) 『承政院日記』第三二冊、顯宗一四年正月一日の条に

又読至手標事。上曰。此は何事。「同副承旨鄭」哲曰。故參判柳滄為府使。有所相約事。以手標為信云矣。とあり、手標は府使が発行する信用状である。ただ同右、第六〇〇冊、英祖元年九月一日の条に  
而訳舌輩。多負倭債。故凡于被執之物。趁不出給云。

とあるように、訓別は単なる通訳官ではなく、自ら被執取引に参画し、倭館と債権・債務関係を築いていた。また同右、第四八八冊、肅宗四一年三月一八日の条に

在前倭館成造之時。以価銀割給之後。如有不足。則又使商訳輩。受出公木手標。先貸甘同倉米。転授備償者。已有其例矣。

とあり、商訳輩と呼ばれる通訳官が府使の指示により手標を発給することもあった。

(24) 鄭成一『朝鮮後期対日貿易』（新書苑、二〇〇〇年）第三章によると、毎年臘月一五日に「明文」「不忘記」と題された訓導・別差・商人行首等が作成し署名・捺印した私貿易総額決算書が対馬藩の代官に渡されていた。従つて「憑考會計」とは会計報告のことであると見られる。もちろん会計と同時に手標が決済されることは文脈から読み取れる。

(25) 『東萊府政啓録』に収録されている年末の状啓によると倭供木米は慶尚道内四〇邑に攤派されていた。但しこれらは一九世紀中葉の史料であり、当初より四〇邑であったのか不明である。

(26) 『承政院日記』第一三九冊、孝宗七年四月一三日

取見慶尚監司移関戸曹。則今年応給公木八百余同。已尽於手標之數。時方未収者。有二百余同云。

(27) 同右

其中島中事情。切於得布而不緊於用銀。一年例給之數。減縮至於三百六十余同。幡摩<sup>マ</sup>守<sup>マ</sup>刃入江戸。多有需用。源差之懇懇不已者。其所意望。專在於此。似聞此布。因倭人手標。幾尽散給於商賈云。



(28) 『備辺司膳録』第四九冊、肅宗二十一年一月二二日

倭人例給木一千四百同内。八百同作米。六百同以木入給云。……作木六百同内。倭人例以二百同成手標。出給於商買輩。以充被執物貨之備。商買輩持其手標。往捧於応為納木官。或米或木。与本官相議為之云。

(29) 『承政院日記』第三七四冊、肅宗二十三年一月一三日。

(30) 『備辺司膳録』第七一冊、肅宗四十四年二月二十九日。

(31) 同右、第七二冊、肅宗四十五年四月一二日

從事官李明彦曰。……而且倭供米。多有未収。故倭人以此連送差倭。蓋供木萊府。買其手標。以為料辦之資。至於慶尚監營・京衙門亦然。以致年条未収者多。此為弊端矣。今此使行人島。則島主必以是為言。自今申飭萊府。其年条未収者。流伊輸給。勿買其手標。凡于詐偽之事。亦令痛禁似宜。

なお「買其手標」の箇所は「買う」ではなく「売る」の意と理解した。

(32) 『辺例集要』卷九、開市、庚申六月。この手標の發行者が東萊府使であつたのか各邑守令であつたのか不明で

あるが、たとえ府使が振り出した手標であつても滞納中の諸邑が守禦庁の支払い命令を拒むことは不可能であつただろう。

(33) 『朝鮮正祖実録』卷二、正祖即位年九月庚寅

東萊府使柳巖上疏曰。本府有四大憂焉。一曰立本之害民也。二曰手標倭貿之生費也。三曰軍兵之量役也。四曰関防之失宜也。所謂立本之害民云者。公作米一万六千石。料米・魚佃米五千一百石。料黄豆八百石。大同儲置増減雖異。三穀恒留殆近三万石。輒於春後発売。秋冬所当用者。每石出二兩五錢。散給民間。使之秋後納米。剩錢皆歸別用。本府各鎮相率効尤。些少餉穀。率多虚留。所謂手標倭貿之生費云者。公作米・料魚價米。倭人或有不緊急所需。則商訊輩限前減価。以某物給本直。預受手標。以為待限出米。発売取剩。便為本官所犯。歲輒為二千余石。反致商訊輩之失利呼冤。

(34) 『承政院日記』第七七〇冊、英祖九年二月二〇日。

- (35) 同右、第七八五冊、英祖一〇年八月二〇日。
- (36) 同右、第七九八冊、英祖一一年四月二〇日。
- (37) 同右、第八二四冊、英祖一二年四月一九日。
- (38) 同右、第八七五冊、英祖一四年七月一八日。
- (39) 同右、第一〇三四冊、英祖二四年九月一七日。
- (40) 同右、第一〇八〇冊、英祖二八年三月一九日。
- (41) 同右、第九八二冊、英祖二一年正月二二日。
- (42) 同右、第一一四九冊、英祖三三年一〇月一七日。
- (43) 同右、第一一五〇冊、英祖三三年一月三日。
- (44) 同右、第一五五〇冊、正祖八年二月一四日。
- (45) 田代書、三六一・三六八―九・三七二頁。
- (46) 『承政院日記』第一六三四冊、正祖一一年九月三〇日。
- (47) 同右、第一九二二冊、純祖七年正月一三日・二〇日。
- (48) とは言え、一九世紀になっても対馬藩の輸出力は高く、債権の恒常的な未償還傾向は解消されなかった。